



<消費税の帳簿等は調査で提示できるように整えられていることが重要>

<調査で提示をしなければ仕入税額控除の適用も不可能に>

消費税法上では、日々の取引を帳簿等に記入するとともにこれを保存しなければ「仕入税額控除」を適用することができないとされています。この帳簿等は税務調査を受けた場合に、適時提示できるように態勢が整えられているものでなければ“保存している”とはみなされない点に留意する必要があります。つい先日も税務調査を受けた際に帳簿等の提示を行わなかったことについて“帳簿等を保存しない場合”に該当すると最高裁判決が2件下されているのでその内容を紹介いたします。

適時に提示できる帳簿でなければ仕入税額控除も適用されず

まず、平成16年12月16日の判決の事案では、税務調査の際に税務職員から帳簿等の提示を求められたが、事業者は領収書312枚のみ提示をし、その他の帳簿書類については提示しなかった。そのため税務職員は、調査して把握した事業者の総収入額の103分の100を乗じて得た消費税額を算出して、提示された312枚の領収証によって確認された消費税額だけを仕入税額控除の対象とし、その他の部分については帳簿又は請求書等を整理保存していないとして、仕入税額控除を行わずに算出した消費税額を賦課した。

これについて判決では、帳簿又は請求書等を整理し、これらを所定の期間および場所において、税務職員による検査にあたって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していなかった場合は、「事業者が課税期間の課税仕入等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合に当たり、事業者が災害その他やむを得ない事情により保存することができなかったことを証明しない限り、仕入税額控除は適用されない」との判決が下されている。

また、平成16年12月20日判決の事案でも、事業者が税務調査において帳簿等の提示を求められたにもかかわらず提示を拒み続けていたことは、税務職員による検査の際に適時に提示することが可能なように態勢を整えて帳簿等を保存していたということとはできず、「帳簿等を保存しない場合」に当たる、との判決が下されている。

消費税法上では、税務調査の際に帳簿や請求書等の提示を行わなければ仕入税額控除の適用はない、とする明確な規定は設けられていない。しかし、税務調査で帳簿等を提示しなければ「帳簿等を保存しない場合」に当たることが上記2件の判決で明らかにされることになりましたので、企業経営者は十分留意する必要があります。